

## 求職者支援訓練認定コース募集要項 短期・短時間特例訓練(令和4年2・3月期開講分)

- 1 訓練名称 求職者支援訓練 短期・短時間特例訓練(令和4年2・3月期開講分)
- 2 認定申請受付期間 令和3年11月5日(金) ～ 令和3年11月18日(木)
- 3 認定申請受付時間 午前:9:00～11:15 午後:13:00～16:00  
**※ 時間厳守:上記の時間以外は申請書の受理が一切できませんのでご注意ください。  
 郵送の場合でも11月18日(木)16時必着とします。**
- 4 認定申請受付場所 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
 沖縄支部 求職者支援課  
 (住所:沖縄県中頭郡北谷町吉原728-6)  
 (TEL:098-921-7827)
- 5 コース募集人員 **総定員 140名**  
**(内訳) 実践コース 140 名 (新規参入枠 42名)**

### 各分野・地域別募集定員

	那覇所管轄	沖縄所管轄	名護所管轄	宮古所管轄	八重山所管轄
実践コース (内訳)	/				
IT分野 (分野NO. 02)	42				
営業・販売・事務分野 (分野NO. 03)	85				
医療事務分野 (分野NO. 04)	13				
介護・医療・福祉分野 (分野NO. 05)	0				
その他の地域ニーズ分野 (それ以外の分野)	0				

(※1)各分野ごと及び地域枠ごとに設定された認定数を超える定員での申請はできません。

(※2)各コース・分野・地域ごとに設定された定員について、当該コース・分野・地域の定員に余剰が生じ、他のコース・分野・地域に定員枠以上の申請があった場合は、余剰分を振り替えることがあります。

(※3)新規枠は上限値です。

**【1コース当たりの定員について】**  
 1コース当たり定員**10名から30名**で設定してください。

- 6 募集するコースのスケジュールについて
- (1) 訓練期間 **2週間以上6か月以下で設定してください。**  
 ※2週間以上1か月未満の訓練については、「1か月の訓練」とみなします。
- (2) 訓練時間 **1か月につき60時間以上であり、かつ原則1日2時間～6時間で設定してください。**
- (3) 訓練開始日 別添のスケジュール表から選択し、設定してください。
- (4) 入所式等の行事 入所式・ハローワーク来所日・修了式は訓練時間に含めずに設定してください。  
 (訓練期間には含めてください。)  
 ※入所式(オリエンテーション)／1日、ハローワーク来所日／1日～5日、修了式／1日
- (5) キャリアコンサルティング 訓練期間中に個人を対象として3回以上設定してください。  
 概要説明(ジョブ・カード)・集団面接指導等は、集団形式で行っても差し支えありませんが、その後、必ず個別にキャリアコンサルティングを行ってください。  
 原則として、個別に行うキャリアコンサルティングは訓練時間外の設定となります。  
 (訓練を受講する期間が3か月に満たない場合は1か月に1回以上行ってください。)
- 7 申請書類作成方法等について
- (1) 別添「求職者支援訓練の認定基準等について」により、認定基準等を十分ご確認ください。
- (2) 別添「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」及び別添「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」等(評価シート作成マニュアル、カリキュラム作成ナビなど)に注意し、漏れなく確実に申請書類を作成してください。
- ※ご不明な点は、上記4までお問い合わせください。

## 8 選定方法について

別添「求職者支援訓練の選定方法」をご確認ください。

## 9 認定通知予定日

令和3年12月15日(水)

※審査状況に応じて通知が早まる場合等があります。

## 10 その他の留意事項

- (1) 訓練終了後に提出いただく就職状況報告書等については、提出期限が過ぎても未提出であった場合、就職率及び就職状況回収率が0%となりますのでご注意ください。
- (2) 以下の書類については、別添「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」に記載がありませんが、添付漏れ等がないようご注意ください。
  - ・訓練実施施設(教室・実習室・事務室・キャリアコンサルティング室等)の写真(認定様式第3号の添付書類)
- (3) 講師要件については、5年以上等の実務経験に加えて、担当科目に関する指導等業務の経験が必須となっていますのでご注意ください。

なお、指導等業務とは、集合研修形式をもって行なった指導等であり、OJTや個別指導は該当しません。
- (4) 指定来所日については、原則として事前に認定申請分野ごとに曜日を設定していますが、申請状況(開講時期や実施管轄の重複等)により、日程の変更を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 災害補償制度への加入については、「**訓練の内容に起因して発生することが想定される負傷、疾病全般を補償**」する保険に加入いただく必要があります。

また、施設所有者が管理者としての法的責任を問われる場合のみしか補償対象とならない施設賠償責任保険は認められません。
- (6) 新聞広告、リーフレット広告等は、当支部と労働局で審査を行うため、広告案を認定申請時に提出するようご協力をお願いします。(審査に時間を要するため、認定申請後に提出された広告等は募集開始までに使用許可が出せない場合があります。)
- (7) 原則として、申請いただいた内容は一部の事項を除き変更することはできませんのでご注意ください。

申請内容を無断で変更する場合は認定取消となる可能性があります。

(※「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」「認定後の内容の変更」参照)
- (8) **申請書提出に係る混雑を避けるため、申請書受付最終日の前日及び最終日(11月17日(水)、11月18日(木))の2日間については、申請書の受理のみとします。したがって、申請書提出に係る相談の受付は11月16日(火)までとします。**
- (9) 申請書の受理をした日以降に申請書に係る重大な不備(添付書類漏れ、認定基準外、指定書式以外の申請書等)が発覚した場合は、申請書の受理を取消し、申請書を返却する場合がありますので提出の際は、十分確認の上、提出をお願いします。
- (10) 申請書は、必ず、当支部のホームページからダウンロードしたものをお使いください。
- (11) 申請書の提出については紙媒体により申請する場合は、紙媒体1部のほか申請後の審査等に使用するため、申請書の電子データ(エクセルファイル)を11月18日(木)(必着)までにメールにて送信いただきますようお願いいたします。

なお、個人情報の漏洩等の不測の事態に備え、**メールでの申請及びデータ提出の際は、電子データに当支部が指定するパスワードの設定(zip形式等に圧縮)**をしていただきますようお願いいたします。
- (12) eラーニングコースの訓練を実施検討の方については、個別にて対応いたしますので、上記4までお問い合わせください。

**送信先アドレス: Okinawa-vcq@jeed.go.jp**